

尾張旭市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

平成30年3月2日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 若 杉 孝 司

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

議会事務局

3 監査の期間

平成29年12月22日から平成30年1月29日まで

4 監査の方法

平成29年度（平成29年11月30日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

都市整備部（都市計画課、都市整備課、土木管理課、下水道課、上水道課）

3 監査の期間

平成29年12月22日から平成30年1月29日まで

4 監査の方法

平成29年度（平成29年11月30日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。

6 要望事項

幹線水道管の耐震化工事等により、安定した水道を供給するために必要な環境整備が計画的に行われているところであるが、基本となる計画の中で耐震化を行う箇所の優先度や順序を市民にわかりやすい方法で説明していくことが必要であると考えます。長期間にわたる工事の実施には多くの事業費が必要であり、事業経営を健全に行うには財源の確保に相当な努力が必要となってくる。水道管の強靱化により、災害時においても早期の対応ができるよう日頃から計画的かつ継続的に事業に投資を行っている、すなわち不断の努力をしているといったことを広く示すことが、水道事業への理解につながるものと考えます。（上水道課）